

# ケアコンプレックス高清水 認知症対応型グループホーム

## 運 営 規 程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正和会（以下「事業者」という。）が設置運営するケアコンプレックス高清水 認知症対応型グループホーム（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態であり、認知症の状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正かつ円滑な指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）を提供することを目的とする。

### (事業の目的)

第2条 本事業は、利用者に対して共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- ① 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行います。
- ② 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。
- ③ これまでの家族との関係を大切にし、地域の中で生活できるよう支援します。
- ④ サービスの提供に当たって懇切丁寧を旨とし利用者及び保証人の意思を尊重します。
- ⑤ 事業者自ら、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

### (事業所の名称)

第4条 本事業所の名称はケアコンプレックス高清水 認知症対応型グループホームとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 2名 (各ユニット1名)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 2名 (管理者との兼務も含む)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成するとともに、連携する施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 15名以上

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は2ユニット18名とする。(1ユニット9名)

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

② 日常生活上の世話

③ 日常生活の中での機能訓練

④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

2 介護計画の作成、変更の際は、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

4 3カ月の期間の他、利用者の状態が悪化した場合、必要に応じたサービスが提供できるよう、介護計画を見直す。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

項 目	1日あたりの自己負担額	1月(30日)あたりの自己負担額
① 家 賃	1,450 円	43,500 円
② 食材費	1,400 円	42,000 円
③ 水道光熱費：使用料金(電気+水道+ガス)÷入居者数=1月一人あたりの水道光熱費		
④ その他、日常生活において通常必要となる費用 (利用者が負担することが適当と認められるもの)		

- 2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、指定期日までに受けるものとする。
- 3 生活保護適用の方については、家賃を市町村(福祉事務所)の定める額の上限とする。
- 4 事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、法令で定められた介護度であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - ② 自傷他害のおそれがないこと。
  - ③ 常時医療機関において専門的な治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。なお、これ以外の退居については次のとおりとする。
- ① 要介護の認定更新において、利用者が法令に定めた入居条件となる介護状態でないと認定された場合
  - ② 利用者が死亡した場合
  - ③ 利用者又は身元引受人が本契約の解除を通告し、30日の予告期間が満了した日
  - ④ 事業者が本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
  - ⑤ 利用者に7日間以上の入院治療の必要が生じ、その移転先が決まったとき
  - ⑥ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設側で受け入れが可能となったとき
  - ⑦ 利用料やその他自己の支払うべき費用を3ヶ月分以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わないとき

- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供医療機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(利用者の入院期間中の取扱い)

利用者が病院又は診療所に入院した場合、入院後3カ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合、利用者及びその家族の希望等を配慮し、必要な便宜を図るとともに、退院後も円滑に再入居できるようにします。

(秘密保持)

第11条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であったものが、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うための対応をする。

- 2 前項の賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じることとする。

- 2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じることとする。又、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保ちます。
- 3 事業所は空調設備等により適温を確保するよう努めます。
- 4 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を講じることとする。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 管理者は、非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じることとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第18条 事業所は、全ての認知症対応型共同生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8項第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずることとする。

2 又、従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 定期的研修 随時

第19条 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

(身体拘束について)

第20条 事業者は、身体拘束その他利用者の行動を制限しない。ただし、利用者または

他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合、書面での同意がある場合はこの限りではない。

しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告するものとする。

(虐待防止について)

第21条 事業所は、利用者への虐待の防止のため次の措置を講ずることとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

第21条 この規程に定める事項のほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は令和2年11月1日から施行する。

この規程は令和5年04月1日から一部改訂する。